

# 環境分野における各種計画策定の統廃合

令和3年7月13日  
鳥取県

# 都道府県・市町村の現状

[出典] 計画策定に関する調査結果(全国知事会地方分権推進特別委員会地方分権改革推進WT、令和2年度)

## ○都道府県・市町村に策定を求められる計画が増加傾向

H21: 地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画(義務)、  
H24: 環境保全活動等行動計画(努力義務)、H30: 地域気候変動適応計画(努力義務)、  
R元: 食品ロス削減推進計画(努力義務) 等

## ○都道府県・市町村の多くが支障を感じている

【全分野】都道府県: 調査対象296計画中107計画(36.1%)  
市町村: 調査対象221計画中 83計画(37.6%)

- ・多大な人役や予算を要する
- ・趣旨や目的が重複している
- ・上位計画で代替可能
- ・計画策定までは不要 等

## ○計画策定にかかるコスト(例)

(各府県回答の平均値)	事業費	人件費	計
温室効果ガス排出削減等実行計画	5,969千円	10,657千円	16,626千円

(事業費) 温室効果ガス排出量等の算定調査費、検討委員会等の開催経費、計画案作成に係る委託費 等  
(人件費) 関係者ヒアリング、検討委員会の開催、計画案の作成、パブリックコメント実施等にかかる調整 等

【参考】令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン(R2.3月策定、温室効果ガス排出削減等実行計画や地域気候変動適応計画としても位置づけ)においては、策定まで約1年半の期間を要した。

# 計画策定の現状（鳥取県の場合）

## 環境基本法 (H5施行)

### 鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例 (H8施行)

※ 環境基本法を踏まえ、県条例を制定し、長期計画を策定。後に短期実行計画も自主的に策定。

県環境基本計画(H11～)

県実行計画(H17～)

### 地球温暖化対策の推進に関する法律 (H11施行、H21改正※)

※ 同改正により、都道府県に対し、地方公共団体実行計画(区域施策編)作成が義務化

地方公共団体実行計画(H21～)

※義務

### 気候変動適応法 (H30施行)

地域気候変動適応計画(H30～)

※努力義務

### 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 (H15施行、H24改正)

行動計画(H24～)

※努力義務

一体的に策定

[県実行計画]  
環境先進県  
に向けた  
次世代プログラム  
(H20～)

H21.4月、法定の地方公共  
団体実行計画としても位置  
付けた

## 令和新時代とっとり 環境イニシアティブ プラン

- ・県環境基本計画
- ・県実行計画
- ・地方公共団体実行計画
- ・地域気候変動適応計画

今後、統合を検討

県行動計画(H26～)

# 提案内容

- ◆ 環境分野、特に脱炭素型の持続的な社会の構築に向けては、個別課題ごとではなく、「緩和策（温室効果ガスの排出を抑制する取組）」と「適応策（気候変動影響による被害の防止又は軽減の取組）」の両面から、総合的な対策を講じることが必要。
- ◆ 個別に計画を策定すれば、住民と作り上げていく上でも、策定する計画の数だけ時間とコストを要する。
- ◆ 一体的に計画（温対法、気候変動適応法、環境教育等促進法に基づく各計画）を定めている都道府県もあるが、個別に計画立案しているところもある。



- 地方公共団体実行計画、地域気候変動適応計画、行動計画は、その法・計画の趣旨・目的が、横断的で重なる部分も多いことから、法令上の各計画の政策上の位置付けを再検討し、見直し（計画の統廃合）を行うこと。
- 新たに法律を制定する際は、同じ分野の他法の関連性等を検討し、地方自らの工夫に基づく計画的な施策の実施が可能となるよう、法令上の見直し（計画の統廃合等）を行うこと

# 見直しによる効果

## 総合的な計画の策定

個別課題ごとではなく、「緩和策(温室効果ガスの排出を抑制する取組)」と「適応策(気候変動影響による被害の防止又は軽減の取組)」の両面から、関係する複合的な課題の解決に向けて、一体的なまとまりのある計画を策定することができる。

## 効果的な施策の周知

関係する目標を複数の計画で示すよりも、まとまった形で示すことにより、効果的な施策の周知につながり、県民とのビジョンの共有が図られることが期待される。

## 施策や体制等の充実

各種計画の統廃合等の見直しにより、計画策定に要する経費の削減など、予算面・人役面での事務負担が軽減され、施策や体制等の充実を図ることができる。また、自治体職員の働き方改革にもつながる。

# (参考)趣旨・目的が重複すると考えられる法 及び それに基づく計画

## ●環境基本法(平成5年11月公布・施行)

※目的等は抜粋

目的:環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

施策:地方公共団体は、第五節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

## ●鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例(平成8年10月公布・施行)

目的:環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

計画:知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画(環境の保全及び創造に関する目標や施策の方向等)を定めなければならない。(義務規定)

## ●地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年10月公布、平成11年4月施行)

目的:地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の削減等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

計画:都道府県並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市は、地方公共団体実行計画において、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるもの(再エネの利用促進、事業者・住民の削減活動促進等)を定めるものとする。(義務規定)

## ●環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成15年7月公布、平成15年10月施行)

目的:環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組について、基本理念を定め、並びに国民、民間団体等、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に必要な事項を定め、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

計画:都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画を作成するよう努めるものとする。(努力義務規定)

## ●鳥取県地球温暖化対策条例(平成21年3月公布、平成21年6月施行)

目的:社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずることにより、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに県民の福祉に貢献することを目的とする。

計画:本県の自然的社会的条件に応じた法第19条第2項に規定する施策(地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策)に関する計画を策定するものとする。(義務規定)

## ●気候変動適応法(平成30年6月公布、平成30年12月施行)

目的:気候変動適応に関する計画の策定、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

計画:都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画(その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。)を策定するよう努めるものとする。(努力義務規定)

## 提案事項①

地域気候変動適応計画の策定を  
都道府県単位のみとすること等  
の見直し (管理番号39)

# 神奈川県茅ヶ崎市



茅ヶ崎市広報キャラクター  
えぼし麻呂・ミーナ

# 1 制度の現状①

## 地域気候変動適応計画について

- ◆ 気候変動適応法第12条では、地域気候変動適応計画について、都道府県及び市町村は、単独で又は共同して策定するよう努めるものとなっている（努力義務）。

## 地域気候変動適応計画の策定状況

- ◆ 7月現在、政令市17件、市区町村31件が計画を策定している。

適応計画の策定は進んでいない

都道府県 41件  
政令市 17件  
市区町村 31件  
合計 89件  
※2021年7月現在

※出典：気候変動適応情報プラットフォーム



# 1 制度の現状②

## ◆地域気候変動適応計画の構成（記載する内容）

項目	地域適応計画に記載する内容
計画における基本的な事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>方針や目標</li> <li>実施体制</li> <li>計画期間、見直し時期</li> <li>進捗確認の方法</li> </ul>
区域の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>地理的条件</li> <li>社会経済状況</li> <li>気候の特徴</li> </ul>
気候変動影響に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでに生じた気象災害</li> <li>顕在化している気候変動影響</li> <li><b>将来の気候変動影響に関する予測</b></li> <li><b>気候変動影響評価結果</b></li> </ul>
適応策に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域で優先的に取り組む施策</li> <li>各分野の具体的な適応策</li> </ul>

（地域気候変動適応計画作成マニュアルより）

## 気候変動影響評価の一例（分野別に実施しなければならない）

重大性(前回)			重大性(今回)			緊急性、確信度		
● : 特に大きい	◆ : 「特に大きい」とはいえない	— : 現状では評価できない	● : 特に重大な影響が認められる	◆ : 影響が認められる	— : 現状では評価できない	● : 高い	▲ : 中程度	■ : 低い
						— : 現状では評価できない		

赤字：前回の影響評価からの追加項目

分野名の下の括弧内の数字：前回影響評価からの文献数の変化（複数分野で引用している文献（65件）は含まない）

分野	大項目	No.	小項目	前回（2015）			今回（2020）			報告書【詳細】
				重大性	緊急性	確信度	重大性	緊急性	確信度	
農業・ 林業・ 水産業 (117→ 339)	農業	111	水稻	●	●	●	●	●	●	p. 17-
		112	野菜等	—	▲	▲	◆	●	▲	p. 23-
		113	果樹	●	●	●	●	●	●	p. 27-
		114	麦、大豆、飼料作物等	●	▲	▲	●	▲	▲	p. 32-
		115	畜産	●	▲	▲	●	●	▲	p. 38-
		116	病害虫・雑草等	●	●	●	●	●	●	p. 42-
		117	農業生産基盤	●	●	▲	●	●	●	p. 49-
		118	食料需給				◆	▲	●	p. 53-
	林業	121	木材生産(人工林等)	●	●	■	●	●	▲	p. 58-
		122	特用林産物(きのこ類)							
水産業	131	回遊性魚介類 (魚類等の生態)								
	132	増養殖業								
	133	沿岸域・内水面漁場 環境等								

市町村において、予測、  
評価を行う事は困難

（気候変動影響評価報告書概説より）

## 2 支障事例（提案に至った背景）

### 事例① 類似の個別計画が存在

- ◆ 気候変動適応法が施行される前から既に防災分野では茅ヶ崎市地域防災計画（風水害対策計画）が策定されており、自然災害分野の適応策を既に実施している。  
→ 新たな計画の策定は、自治体にとって事務負担・財政負担は甚大となる。

### 事例② 国や県の影響評価・影響予測の結果と重複

- ◆ 実際<sup>38</sup>に市レベルで気候変動影響評価は困難であるため、国や県の影響評価・影響予測の結果を活用するしかない。  
→ 市町村単位で単独で気候変動影響評価を実施する意義は乏しい。

### 事例③ 適応策の目標設定が困難

- ◆ 専門的知見や情報の集積が不足しているため、適応計画に掲げる適応策の目標設定が困難  
→ 計画の進捗状況評価が困難であり、実効性がなく中身のない計画になる。



### 3 基礎自治体の現状

- ◆ **基礎自治体における地域気候変動適応計画の策定状況 [N=1, 741]**  
令和2年度時点で、「策定する予定がない」(65.7%) 「わからない」(25.1%) と回答している。
- ◆ **気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組の実施内容 [N=1, 741]**  
実施している取組はない(68.6%) と回答している。  
地方公共団体等が適応策を検討するための行動を支援する情報基盤
- ◆ **気候変動適応情報プラットフォーム (A-PLAT) の活用状況 [N=1, 741]**  
「全く活用していない」(52.8%) 「存在を知らない」(31.2%) と回答している。

出典：令和2年度地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査調査結果報告

- ◆ **基礎自治体では、地域の気候変動の情報提供や分析などを行うための人員やノウハウが不足している。そのため、気候変動影響評価は困難であり、外部委託が必要になり、財政負担が生じる。**
- ◆ **環境省の技術的な支援 (A-PLAT) は、科学的な研究成果や高精度な予測情報が専門的で分かりづらく、適応策を検討するための効果的な支援につながっていない。**

# 4 提案内容（求める措置）

## 現状

- ◆ 気候変動適応法第12条では、地域気候変動適応計画について、都道府県及び市町村は、単独で又は共同して策定するよう努めるものとなっている（努力義務）。
- ◆ 基礎自治体が適応計画を策定するには、事務負担・財政負担が甚大である。
- ◆ 多くの基礎自治体は、現時点で「適応計画を策定する予定がない」と回答している。
- ◆ 職員の気候変動適応に関する専門知識が不足している。

## 提案内容



行政計画策定の負担を減らし、  
効果的に進めるにはどうしたらよいか

- ① 地域気候変動適応計画の策定を都道府県単位のみとする。
- ② ①が実現できない場合、単独策定する基礎自治体に技術的な助言や専門知識のある人材の派遣等をしていただきたい。

## 5 提案内容の実現による効果

### 提案① 地域気候変動適応計画の策定を都道府県単位のみとする。

- ◆ 市域と県域で別々に重複した内容の影響評価を行う必要がなくなり、市町村は、県域単位でまとまりのある適応の取組を実施できるようになる。また、基礎自治体の適応計画策定等の作業が必要なくなり、職員の負担軽減・業務効率化につながる。

### 提案② 単独策定する基礎自治体に技術的な助言や専門知識のある人材の派遣等

- ◆ 提案①が実現できない場合には、アドバイザーのような形で適応計画策定に関わっていただくことや、一定のエリア別の気候変動影響評価を国や都道府県が行うことで、職員の負担軽減・業務の効率化につながり、また、広域的な観点を踏まえて市町村で必要な取組の検討に注力できる。特に、財政状況や人員体制が厳しい自治体は、提案の実現による効果が大きいものとなる。



提案が実現すれば、  
適応に関する地域の課題に人員・予算を集中できる

## 提案事項②

地方公共団体温室効果ガス排出削減等  
実行計画の策定に係る支援等の拡充  
(管理番号38)

神奈川県茅ヶ崎市



茅ヶ崎市広報キャラクター  
えぼし麻呂・ミーナ

# 1 制度の現状①

## 地方公共団体実行計画（区域施策編）の温室効果ガス排出量算定について

- ◆ 地球温暖化対策推進法第21条では、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市は、地域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画（地方公共団体実行計画（区域施策編））を策定することが義務づけられている。
- ◆ また、都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む）を公表しなければならないとされている。

## 地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定状況

- ◆ 基礎自治体において、1741団体中538団体が策定（30.9%）している。
- ◆ 策定義務のない団体のうち、人口10万人以上の市町村（特別区含む。）の62.4%、人口3万人以上10万人未満の市町村（特別区含む。）の33.1%、人口1万人以上3万人未満の市町村の17.0%、人口1万人未満の市町村の15.5%が計画を策定している。

出典：令和2年度地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査調査結果報告書

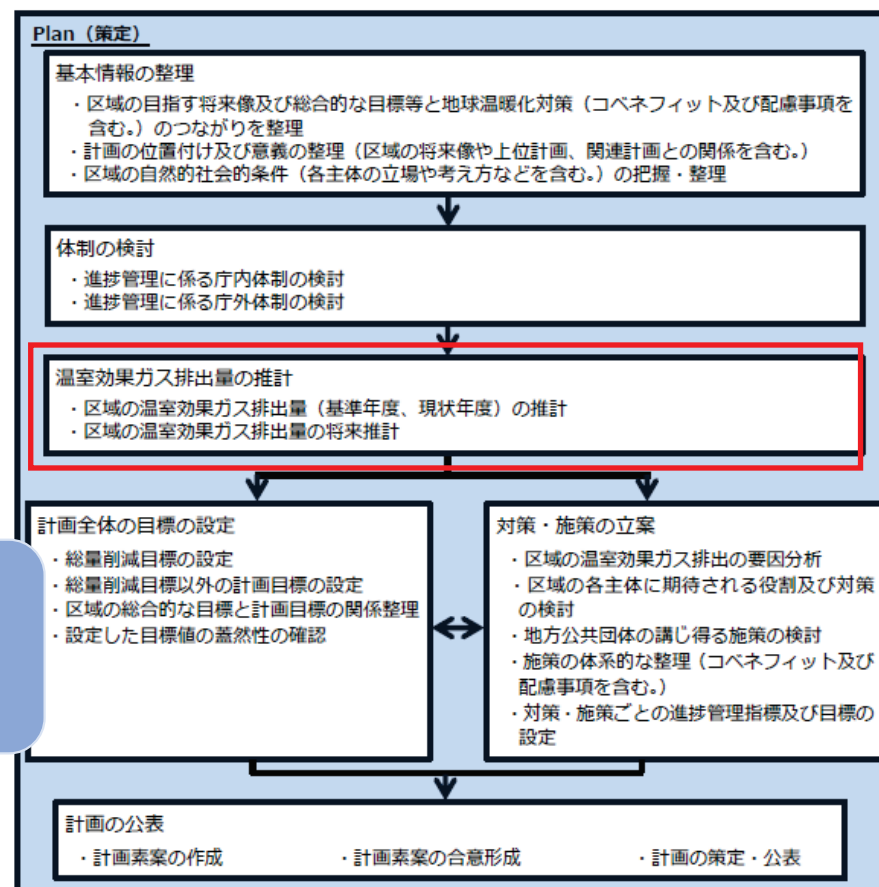
# 1 制度の現状②

## ◆地方公共団体実行計画（区域施策編）の構成（記載する内容）

構成例

骨格の例	構成要素の例
①区域施策編策定の基本的事項・背景・意義	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域施策編策定の背景・意義</li> <li>区域の特徴（自然的社会的条件及び各主体の特徴等）</li> <li>計画期間</li> <li>推進体制</li> </ul>
②温室効果ガス排出量の推計・要因分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域の温室効果ガス排出状況</li> </ul>
③計画全体の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域施策編の目標</li> </ul>
④温室効果ガス排出抑制等に関する対策・施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域の各主体に期待される対策</li> <li>地方公共団体が実施する施策</li> </ul>
⑤区域施策編の実施及び進捗管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域施策編の実施及び進捗管理</li> </ul>

策定プロセスの例



市町村において、  
温暖化対策の施策を行う前段階である  
排出状況の把握・算定を行う事は困難



## 2 支障事例（提案に至った背景）

### 事例① 温室効果ガス排出量の算定が困難

- ◆ 国から区域の温室効果ガス排出量の算定マニュアルが技術的な助言として示されているものの、内容が専門的で非常に分かりづらく、事務職員のみでは対応が出来ない。

→ 正確な算定を行うために外部委託が必要になり、財政負担が生じる。

### 事例② 国の削減目標に関する対策・施策の効果が不明

- ◆ 国の地球温暖化対策計画に掲げられた対策・施策の効果による削減量の内訳や進捗状況がマニュアルに記載がない。

→ 温室効果ガス削減目標を設定する際に国の対策・施策の効果による削減量を考慮することができない。

算定結果は  
正確なの？

国の目標  
根拠は？

削減目標はどう  
設定するの？

算定方法はどう  
なってるの？



### 3 基礎自治体の現状

#### ◆ 基礎自治体における地方公共団体実行計画（区域施策編）の温室効果ガス排出量の算定で困難だったこと

令和2年度時点で、「原単位などのデータが記載されている一次資料の所在確認・収集が大変である」（53.5%）、「算定・推計方法が専門的で分からない」（53.3%）と回答している [N=523]

#### ◆ 地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定又は改定の過程で困難だったこと

対策・施策の検討（62.1%）、削減目標の設定（59.2%）と回答している。 [N=517]

出典：令和2年度地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査調査結果報告書

◆ 環境省の技術的な支援（マニュアル類）が専門的で分かりづらく、効果的な支援につながっているとは言えず、多くの基礎自治体が「温室効果ガス排出量の算定・推計」や「削減目標の設定等」について、負担を感じており、対応に苦慮している。

◆ 環境省では、自ら実施することが困難である場合、環境省が定期的に公表する簡易推計等の結果を利用することも可能としている。しかし、自治体では、審議会やパブリックコメント等で、その数値についての説明が求められるため、結果として時間をかけ算定過程や国の対策の進捗等の情報収集をしなければいけない。

## 4 提案内容（求める措置）

### 提案① 国または都道府県の主導による市町村の温室効果ガスの算定

- ◆ 温室効果ガス排出量の算定方法をシステム化し、担当者が簡単に算定できるように国が統一したシステムを構築する。
- ◆ 各データを国や都道府県が一括して集約し、市町村別の温室効果ガス排出量データの算定過程が分かるように、各自治体へ情報提供する。

### 提案② 技術的な助言の充実や専門知識のある人材の派遣等

- ◆ 環境省には、現場の負担を理解していただき、「温室効果ガス排出量の算定・推計方法が専門的で分からない」と回答する自治体がないよう技術的な助言をしていただきたい。
- ◆ 専門知識のある人材をアドバイザーのような形で派遣する。

### 提案③ 温室効果ガス削減対策による削減量を通知・計画等によって明示

- ◆ 自治体の削減目標を設定する際の参考として、毎年度、国の対策・施策の進捗状況や削減量を自治体職員にも分かりやすい通知等によって明示する。

# 5 提案内容の実現による効果

- ◆ 温室効果ガス算定・推計にかかる職員の負担・業務効率化につながり、本来、基礎自治体に期待されている**地域住民や事業者への地球温暖化対策の普及啓発や情報提供、温暖化対策を通じて経済・防災分野等の地域の多様な課題への対応に注力できる。**
- ◆ 国の温室効果ガス削減の考え方を削減目標を設定する際に考慮することができ、審議会や住民などに説明がしやすくなる。

提案が実現すれば、  
地域脱炭素化促進事業など、新たに法改正で市町村に求められる地域の脱炭素化に向けた取組に限られた人員等を集中することができる！

